熊本市交通局広告取扱業者の指定資格に関する要綱

制定　令和２年　３月２７日交通事業管理者決裁

　（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市交通局広告取扱規程（昭和５９年交通局規程第４号）に基づき、広告業務の適正な履行を確保し行政の効率化を図るため、広告取扱業者として指定を受け、広告業務の一部を取り扱うことができる者の資格（以下、「指定資格」という。）及びその審査について必要な事項を定めるものとする。

（指定資格の要件）

第１条の２　広告取扱業者への指定資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

　(1)　第５条の交通局指定広告取扱業者名簿に登録されている者

　(2)　前号で定める者以外で熊本市交通事業管理者（以下、「管理者」という。）が特に認めた者

　（申請書等の提出）

第２条　第５条に規定する名簿への登録を希望する者は、広告取扱業者指定資格審査申請書（様式第１号）及び次の各号に掲げる関係書類（以下、「申請書等」という。）を管理者に提出しなければならない。

　(1)　委任状（様式第２号）（支店等で直接取引する場合）

　(2)　市税滞納有無調査承諾書

　(3)　役員等名簿及び照会承諾書

　(4)　法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

　(5)　印鑑証明書（原本）

　(6)　消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

　(7)　法人にあっては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等をいう。）、個人にあっては申請書を提出する日の直前の年度の所得税確定申告書の写し

　(8)　封筒（切手を貼付したもの）

　(9)　前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

２　申請書等は、定期又は随時に受付けるものとする。

３　申請書等の提出の時期、場所及び方法については、あらかじめ熊本市交通局ホームページで広報するものとする。

　（指定の資格を有しないもの）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、広告取扱業者として指定を受ける資格を有しないものとする。

　(1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号に規定する者

　(2)　熊本市交通局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年１１月1日制定）第３条第１号に該当する者

(3)　審査基準日（申請書等を受理した日の属する月の初日をいう。）以前１年以上引き続き広告業又は広告代理業を営んでいない者（第９条に定める承継を受けた者及び管理者が特に認めた者を除く。）

　(4)　営業に関し、法律上資格等を必要とする場合にあって、それらの資格を有しない者

　(5)　市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者

　（資格審査の実施）

第４条　管理者は、申請書等を受け付けたときは、前条に定めるもののほか、管理者が必要と認める項目について審査を行うものとする。

　（交通局指定広告取扱業者名簿）

第５条　管理者は、前条の審査の結果、指定資格があると認めた者（以下、「有資格業者」という。）については、熊本市交通局指定広告取扱業者名簿（以下、「名簿」という。）に登録するものとする。

　（審査結果の通知）

第６条　管理者は、申請書等を提出した者に対し、次条に規定する有効期間の開始日までに資格審査結果通知書（様式第３号）を送付するものとする。

　（指定資格の有効期間）

第７条　有資格業者としての有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める期間とする。

　(1)　定期の受付により受理された申請書等に係る指定資格の認定により有資格業者となった場合　名簿に登録された年の４月１日から２年間

　(2)　随時の受付により受理された申請書等に係る指定資格の認定により有資格業者となった場合　名簿に登録された日から前号に規定する有効期間の末日

　（変更の届出）

第８条　有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を指定資格申請内容変更届（様式第４号）により管理者に届け出なければならない。

(1)　営業を中止又は廃止したとき。

(2)　営業に関し、法律上必要とする許可若しくは登録等の取消しを受けたとき又はその営業の停止を命じられたとき。

　(3)　第４条の規定により審査された申請書等の内容に変更が生じたとき。

　（指定資格の承継）

第９条　有資格業者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次に掲げるものは、その承継する営業に対応する指定資格を承継することができる。

(1)　個人事業主が死亡した場合におけるその相続人

(2)　個人が法人を設立した場合におけるその法人

(3)　法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により営業を承継した法人

(4)　前３号に掲げるもののほか、これらの号に類すると認められるもの

２　前項の規定に基づき指定資格を承継しようとする者は、指定資格承継申請書（様式第５号）に当該承継の事実を証する書類及び申請書等を管理者に提出しなければならない。

３　管理者は、前項の指定資格承継申請書及び申請書等の内容を審査の上、その結果を当該申請者へ通知するものとする。

　（更新手続き）

第１０条　第７条に規定する有効期間の経過後、引き続き指定を受けようとする者は、管理者の指示する期日までに次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

　(1)　市税滞納有無調査承諾書

　(2)　役員等名簿及び照会承諾書

　(3)　法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

　(4)　消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

　(5)　法人にあっては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等をいう。）、個人にあっては申請書を提出する日の直前の年度の所得税確定申告書の写し

　(6)　前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

　　　附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

















